

令和 5 年 度

桜井市財政健全化及び
経営健全化に係る審査意見書

桜井市監査委員

桜 監 発 第 57 号
令和 6 年 8 月 13 日

桜井市長
松 井 正 剛 様

桜井市監査委員 今 西 秀 仁
同 札 辻 輝 巳

令和 5 年度決算に基づく桜井市財政健全化及び経営健全化
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度決算に基づく桜井市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

1. 令和 5 年度 財政健全化審査意見……………	財健 1
(法第 3 条第 1 項関係)	
2. 令和 5 年度 経営健全化審査意見 ……………	財健 3
(法第 22 条第 1 項関係)	
む す び……………	財健 4

(法第3条第1項関係)

令和5年度 財政健全化審査意見

第1. 審査の概要

財政健全化審査については、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2. 審査の期間

令和6年7月22日から

令和6年8月9日まで

第3. 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

1. 健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.92
② 連結実質赤字比率	—	—	17.92
③ 実質公債費比率	6.8	6.8	25.0
④ 将来負担比率	58.1	70.5	350.0

2. 算定方法の概要

① 実質赤字比率

○一般会計等(普通会計相当)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

② 連結実質赤字比率

○全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

③ 実質公債費比率

○一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}} \times 100 \\ &(\text{3ヵ年平均}) \end{aligned}$$

④ 将来負担比率

○一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る} \\ &\text{基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}} \times 100 \end{aligned}$$

(法第 22 条第 1 項関係)

令和 5 年度 経営健全化審査意見

第 1. 審査の概要

経営健全化審査については、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2. 審査の期間

令和 6 年 7 月 22 日から

令和 6 年 8 月 9 日まで

第 3. 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

1. 資金不足比率

(単位：%)

会 計 の 名 称	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
桜井市水道事業会計 (法適用企業)	—	—	20.0
桜井市下水道事業会計 (法適用企業)	—	—	20.0

2. 算定方法の概要

資金不足比率

○資金不足額（実質赤字に相当する額）の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

む す び

以上、令和５年度決算に基づく桜井市の財政健全化審査及び経営健全化審査の結果である。

財政健全化判断比率について、前年度と比較すると、実質公債費比率の増減はなく、将来負担比率は改善された。

今後も、引き続き行財政改革アクションプランの着実な推進と経費節減に一層努力されるとともに、将来を見据えた計画的かつ効率的な行財政運営に努められることを要望する。

